盛岡市プレスリリース
～こどもまんなか盛岡市 描く未来はこどもの笑顔
みんなが子育てパートナー～

令和８年11月12日
子ども未来部
こども家庭センターこども相談室

市政記者クラブ加盟社　各位

世界こどもの日に合わせ市立小・中学校での「こどもの権利」及び「盛岡市こども相談室」の周知を行います

盛岡市では、11月20日の「世界こどもの日」を一つの契機として、市立小・中学校において、「こどもの権利」及び相談窓口である「盛岡市こども相談室」の周知を行います。
児童生徒が、自分や他者の権利について理解を深めるとともに、悩みや困りごとがある際には相談してよいことを知り、必要な支援につながることを目的として実施するものです。

記

【周知期間】
10月23日から12月中旬まで
※11月20日の「世界こどもの日」を契機として、各学校の実情に応じて実施します。

【各小・中学校での取組内容】
市では、「こどもの権利」及び「盛岡市こども相談室」の周知に係る読み原稿（小学校用・中学校用）を作成し、各学校へ配布します。各学校においては、校内放送や帰りの会、集会等の機会を活用し、「こどもの権利」及び「盛岡市こども相談室」について周知を行います。
また、学校のタブレット端末に配信している「こども相談」のショートカットアイコンについても改めて周知し、児童生徒が必要なときに相談につながりやすい環境づくりを進めます。
なお、本取組の一環として、次の学校において校内放送による周知を実施します。取材対応については、あらかじめ同校の了承を得ております。

日　時：令和８年11月20日（金）　午前８時20分～
場　所：城南小学校（盛岡市若園町９-20、電話番号019-623-2358）
内　容：校内放送による「こどもの権利」及び「盛岡市こども相談室」の周知
その他：取材の際は11月17日（火）までに、こども家庭センター及び城南小学校へ電話連絡をお願いします。

【問い合わせ】
子ども未来部
こども家庭センターこども相談室
担当：酢谷　一宏（すだに　かずひろ）
電話：019-613-7521

８ 盛 福 こ 号 外
令 和 ８ 年 10月 23日

盛岡市立小・中学校長　様

盛岡市長　　内　舘　　茂

こどもの権利及び盛岡市こども相談室の周知について(依頼)

日頃より、本市のこども施策の推進に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、児童生徒にこどもの権利について理解を深めてもらうとともに、相談先の一つである「盛岡市こども相談室」を周知するため、別添のとおり原稿を作成いたしました。

つきましては、教育活動に支障のない範囲で、下記のとおり周知していただきますよう、お願いいたします。

記

１　目的

児童生徒がこどもの権利について理解を深め、自分と他者の権利を大切にする意識を育むとともに、悩みや困りごとがあるときには相談してよいこと及び相談先の一つとして「盛岡市こども相談室」があることを周知するもの。

２　依頼内容

昼の校内放送や帰りの会、集会等、各学校で実施可能な時間に、別添の原稿を活用し、周知していただくもの。

３　実施期間

依頼日から12月中旬まで

※11月20日の「世界こどもの日」を一つの契機として、上記期間中に、各学校の実情に応じて実施可能な日に実施していただきますようお願いいたします。

４　その他

(1) 小学校用及び中学校用をそれぞれ作成しておりますので、該当する原稿を御使用ください。

(2) 学校のタブレットには「こども相談」のショートカットアイコンが配信されておりますので、この機会に、児童生徒へ改めて周知していただきますよう、併せてお願いいたします。

【担当】
盛岡市子ども未来部こども家庭センターこども相談室
主事　富岡（とみおか）
電話：019-613-7521
ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ：kodomosoudan@city.morioka.iwate.jp

【小学校用】　「知っていますか？ こどもの権利」

盛岡市こども相談室からのお知らせです。
みなさんは、「こどもの権利」という言葉を知っていますか。
11 月 20 日は「世界こどもの日」です。「子どもの権利条約」ができたことを記念する日でもあります。
「権利」というと、少し難しく聞こえるかもしれません。

例えば、
自分の気持ちや考えを話して、大切にしてもらうこと。
いじめや暴力で、心や体を傷つけられないこと。
安心して勉強したり、遊んだり、休んだりすること。
困ったときに、誰かに助けを求めること。
これらは、みなさん一人ひとりにある大切な権利です。

１・２年生のみなさんへ
自分の気持ちを大切にしましょう。学校でお友達とお話をするとき、「うれしい」「たのしい」「いやだな」という気持ちはとても大切です。
３・４年生のみなさんへ
自分もお友達も大切にしながら過ごしましょう。
自分の考えや気持ちを伝えることも、お友達の考えや気持ちをきくことも大切です。
５・６年生のみなさんへ
周りに困っている人や悩んでいる人がいたら、自分から声をかけてみましょう。
みなさんの優しい声掛けが、だれかの力になるはずです。

もし、学校や家、友達とのことで、「つらいな」「困ったな」「なんだかモヤモヤするな」と感じることがあったら、一人で我慢しないでください。
先生や家族、スクールカウンセラーなど、自分が話しやすい大人に相談してください。
そして、盛岡市には、みなさんの話を聞く「盛岡市こども相談室」もあります。
学校のタブレットにある「こども相談」のアイコンを押して、こども相談室のホームページから相談することができます。

「こんなことを相談してもいいのかな」と思うことでも大丈夫です。おうちの人や学校の先生にもお話しません。秘密は守ります。
困ったときやつらいとき、モヤモヤしたときは、一人で我慢せず、「盛岡市こども相談室」に話してみてください。

以上でお知らせをおわります。

中学校用　　「知っていますか？ こどもの権利」

盛岡市こども相談室からのお知らせです。
みなさんは、「こどもの権利」について考えたことがありますか。
11 月 20 日は、国連が定める「世界こどもの日」であり、「子どもの権利条約」が採択された日でもあります。
「権利」というと、少し難しく、自分にはあまり関係がないように感じる人もいるかもしれません。

例えば、
自分の気持ちや考えを伝え、それを大切にしてもらうこと。
いじめや暴力などで、心や体を傷つけられないこと。
安心して学んだり、休んだりすること。
そして、困ったときに周りの人に助けを求めること。
こうしたことは、みなさんが安心して生活し、成長していくために大切な権利です。
学校生活の中にも、こどもの権利に関係する場面はたくさんあります。
そんなときに感じる「つらい」「嫌だ」「おかしい」という気持ちを大切にしてください。

一方で、自分に権利があるのと同じように、周りの人にも権利があります。
自分とは違う意見であっても、まずは相手の話を聞いてみること。自分が嫌だと思うことを、相手にもしないこと。
お互いの違いを認めながら、自分のことも相手のことも大切にすることが、みんなが安心して過ごせることにつながります。

もし、学校や家、友人関係などで、「つらい」 「困っている」 「誰かに聞いてほしい」 「なんだかモヤモヤする」そんな気持ちがあるときは、一人で抱え込む必要はありません。
先生や家族、スクールカウンセラーなど、自分が信頼できる人に話してみてください。
そして盛岡市には、こどもや若者の話を聞く場所として、「盛岡市こども相談室」があります。
学校のタブレットにある「こども相談」のアイコンを押して、こども相談室のホームページから相談することができます。

「相談するほどのことではないかも」 「こんなことを話してもいいのかな」と思うことでも大丈夫です。おうちの人や学校の先生にも話しません。秘密は守ります。
自分が「つらい」「困った」「モヤモヤする」と感じていること自体が、相談してよいサインです。
困ったときには一人で抱え込まず、「盛岡市こども相談室」に話してみてください。

以上でお知らせを終わります。